

## 4 「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～

### 平成 31（令和元）年度）」の振り返り

大阪市は、平成 27 年 4 月に、ひとり親家庭等に対する自立支援施策を総合的に示す計画として、平成 31 年度までを計画期間とする「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、関係部局や、当事者団体等の関係団体と連携し、施策の充実を図ってまいりました。各施策の取り組みの成果と課題は以下のとおりです。

#### （1）就業支援について

##### ア ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供、無料での職業紹介など一貫した就業支援サービスを提供しました。

相談に来られる方には、外国籍の方や、DV 被害者、意欲はあっても本人や家族の状況で就業が難しい方など、就職するまでの環境調整が必要な方やアフターフォローが必要な方も多く、単に仕事の紹介に終わらない寄添った支援を行いました。

##### イ ひとり親家庭等自立支援給付金事業（所得制限あり）

資格取得等による就業を支援するため、次の給付金を支給しました。

- 自立支援教育訓練給付金  
（平成 29 年度より雇用保険の教育訓練給付金対象者にも拡充、令和元年度より特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の講座も対象）
- 高等職業訓練促進給付金等  
（平成 30 年度より「こどもの貧困対策事業」として市町村民税非課税世帯に対し月 14 万 1 千円に拡充、令和元年度より市町村民税課税世帯に対し修業期間の最後の 1 年間、月 11 万 5 百円、修業期間の上限を 4 年に拡充）
- 高等職業訓練促進資金貸付金事業  
（平成 28 年度より新規事業として 50 万円を上限に入学準備金を貸付）
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業  
（平成 30 年度より「こどもの貧困対策事業」として受講終了時に対象経費の 6 割相当額、合格時に 4 割相当額の支給に拡充、対象のこどもの年齢を 25 歳未満に拡充）
- 専門学校等受験対策事業  
（平成 30 年度より「こどもの貧困対策事業」として専門学校等に合格するため予備校に通う方へ補助）

### 【取り組みの成果と課題】

就業相談・職業紹介、就業支援講習会や資格取得等の能力開発、就業機会の創出等を実施しました。ひとり親の就業は、子育てと生計の役割をひとりで担う難しさから、希望と現実の就労にミスマッチが生じやすく、正規職員としての雇用割合が低く、こどもの貧困状況の要因のひとつになっています。

その様な中、資格取得による就労は有効であり、高等職業訓練促進給付金等は、拡充前の平成 29 年度の新規給付者 66 人に対し、平成 30 年度は 108 人と増加しており、今後も成果が期待できます。

ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就職者数は、好景気も相まって平成 26 年度以降、減少していますが、行政機関や関係団体と連携を図ることで、就業相談件数は年々増加傾向にあります。

今後とも、安定した生活を送るための自立支援、就業意欲の喚起と就職促進を図り、本人の状況や生活条件に即した、きめ細やかな就業支援を進める必要があります。

## (2) 子育て・生活支援について

### ア ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、自立するための修学や疾病などにより一時的に生活援助や保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣や、家庭生活支援員の自宅で保育を行いました。

### イ ひとり親住宅

ひとり親家庭に対して、一般の市営住宅の入居募集とは別に、毎年5月に特別抽選を行い、市営住宅への優先入居を図りました。

### ウ 保育所等の入所時における利用調整基準への配慮

保育施設等の利用調整については、ひとり親家庭で就労等によりこどもを保育できない家庭が、同条件で両親のいる家庭よりも優先的に利用できるよう点数を高く設定しました。(平成30年度より就労に加え就学についても高く設定)

### 【取り組みの成果と課題】

子育て支援、生活支援については、ひとり親家庭等を含む子育て世帯に対する支援策をはじめ、ひとり親家庭等を対象とした支援策の推進を図っています。

特に、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」においては、ひとり親家庭のニーズに十分対応できるよう、家庭生活支援員の増員に取り組みました。引続き家庭生活支援員の増員、制度の利用促進のため広報周知の充実が必要です。

また、生活の場の安定を図るため市営住宅への優先入居募集を毎年5月に実施し、ひとり親家庭の優先選考枠として毎年同数(225戸)を確保できています。

平成30年度より保育所等の利用調整について、ひとり親家庭の親が就職や転職に有利な資格取得がしやすいよう、ひとり親の就学についても点数を高く設定しました。

今後とも、就業・自立を図るために、子育て支援サービスの推進及び生活の場の確保が重要であると考えています。

### (3) 養育費確保に向けての支援について

#### ア 広報・啓発活動の推進

- ・法務省作成の養育費に関するパンフレットの配付  
(平成 28 年度より実施)
- ・養育費パンフレットを大阪市独自で作成、配付並びに養育費セミナーの実施  
(平成 29 年度より実施)

#### イ 区保健福祉センターでの相談、情報提供及び同行支援

離婚を考えている方に対し、離婚後の生活上の問題に関する相談や、養育費の取り決めに関する情報提供などを行うとともに、精神的負担・不安を和らげるため、弁護士事務所・公証役場、家庭裁判所等に対し、ひとり親家庭サポーターが同行支援を行いました。(令和元年度より実施)

#### ウ 無料専門相談の実施

- ・区役所における弁護士による法律相談  
各区年 2 回、大阪市全体で年 48 回 平日 午後 2 時～4 時 (予約制)  
(平成 28 年度より実施)
- ・愛光会館における弁護士による法律相談  
毎月第 2 水曜日 午後 1 時～4 時、第 3 水曜日 午後 6 時～8 時 (予約制)  
(平成 30 年度より毎月第 2 水曜日→毎月第 2 土曜日)
- ・契約弁護士による随時法律相談  
ひとり親家庭サポーターによる事前相談により、状況に応じて、弁護士事務所での訪問相談 (令和元年度より実施)

#### エ 公正証書等作成費補助

公正証書、調停調書等作成にかかる本人負担分を補助 (令和元年度より実施)

#### オ 養育費の保証

民間保証会社と養育費保証契約の締結にかかる本人負担費用 (保証料) を補助 (令和元年度より実施)

### 【取り組みの成果と課題】

養育費確保の取り組みとして、各区に配置しているひとり親家庭サポーターによる離婚前相談や、ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる無料法律相談、平成 28 年度からは養育費に関するパンフレットを各区住民情報事務所管課におい

て離婚届とともに配付し、大阪弁護士会と連携して、「離婚・養育費」に関する専門相談を区役所で実施しました。

さらに平成 29 年度からは市独自で作成したパンフレットも配付し、広報啓発に努めています。

しかし、養育費の取決め率や受給率は、平成 29 年 12 月に公表された全国の割合に比べて大変低い状況であることから、令和元年度より養育費の取決めから保証、履行確保までの課題を解決するため総合的な支援を行い、大阪市のひとり親家庭の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、「養育費確保のトータルサポート事業」として、事業を拡充しました。

養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機となるよう、今後についても、引き続き養育費の相談体制の充実を図るとともに養育費に関する広報啓発活動を推進し、養育費の受給向上を図る必要があります。

#### (4) 経済的支援について

##### ア 児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父母の離婚などで、ひとり親家庭でこどもを養育している親等に手当を支給しました。平成 28 年 8 月分から第 2 子以降の加算額を増額し、平成 30 年 8 月分から全部支給となる所得制限の限度額を引き上げ、令和元年 11 月分から支払い回数を 4 か月分ずつ年 3 回から、2 か月分ずつ年 6 回に見直しました。

##### イ 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定を図るため、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行いました。

##### ウ ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の医療費等の一部を助成することにより、その生活の安定と児童の健全な育成に寄与しました。平成 30 年度から、大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴い、新たに訪問看護利用料を助成対象に拡充し、また、DV 被害者を対象者に拡充しました。

##### エ その他の優遇制度

- ・ J R 通勤定期の特別割引（所得制限あり）
- ・ 市立有料自転車駐車場の利用料割引

#### 【取り組みの成果と課題】

これまで、収入の少ないひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するための児童扶養手当制度、臨時的な支出に対応しさまざまな資金使途に応じた母子寡婦福祉資金貸付金、医療を受けやすくするため医療費の一部を助成する医療費助成制度、経済的な理由により就学が困難な家庭を支援する就学援助・修学奨励事業などの経済的支援策を実施しています。

児童扶養手当については、少子化や婚姻件数の減少による離婚件数の減少に伴い、平成 25 年度以降前年度受給者数を下回っている状況です。

ひとり親家庭においては、安定した仕事に就き経済的に自立できる支援が最も重要ですが、経済的援助や経済的負担を軽減するといった経済的支援策も生活の安定に重要であり、引続き効果的な給付・助成に努める必要があります。

## (5) サポート体制の充実について

### ア ひとり親家庭サポーターによる相談窓口

各区保健福祉センター保健福祉（福祉）課において、就業支援の専門的知識をもつひとり親家庭サポーターが、ひとり親家庭等に対し、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細かな就業相談を実施しました。

また、離婚を考えている方に対して、離婚に関する悩み等に寄り添いながら離婚前相談を行い、情報提供や同行支援も行っているほか、ひとり親家庭自立支援給付金の事前相談・申請受理も行いました。（令和元年度より相談日時を拡充）

### イ 民間団体との連携

多様化しているひとり親家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用することで、従来の行政による支援に加え、より幅広い層への周知等が可能となり、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、また、社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、「ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定」を進めていきました。（平成 30 年度より実施）

## 【取り組みの成果と課題】

ひとり親家庭サポーターの相談窓口については全区週 2 日の開設でしたが、令和元年度より、各区の相談実績等を加味し、8 区を週 3 日開設に拡充しました。

離婚前相談の件数は年々増加傾向であり、養育費確保の取組の拡充効果もあり、今後も増加が見込まれています。

平成 30 年度より実施しているひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定は、令和元年 9 月 26 日現在、一般社団法人 日本シングルマザー支援協会、公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会、特定非営利活動（NPO）法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西、株式会社ウチコミ、一般社団法人ひとり親支援協会、日本法規情報株式会社と 4 当事者団体を含む 6 法人と締結しています。

ひとり親家庭等は、子育てをはじめとした日常生活面及び就業面でさまざまな悩みや不安を抱えていることから、引き続き身近な相談窓口、制度・支援策等に関する情報提供など相談機能・サポート体制の充実を図る必要があります。

また、必要な人が必要なサービスを受けることができるよう、引き続き広報周知に努める必要があります。

【平成 27 年度から平成 31（令和元）年度に実施した主な新規・拡充の取組】

年度	基本施策の体系	取組内容
H27	就業支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：新規事業
H28	就業支援	自立支援教育訓練給付金： 補助率（受講費用の 2 割→6 割） 上限額（10 万円→20 万円）
		高等職業訓練促進給付金等： 上限期間（2 年→3 年） 対象講座（通学のみ→通信制可）
		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業： 対象（ひとり親家庭の親→ひとり親家庭の親・子）
		高等職業訓練促進資金貸付金事業：新規事業
	子育て・生活支援	年収約 360 万円未満のひとり親に対し、保育料等の負担軽減
	養育費確保に 向けての支援	法務省作成の養育費に関するパンフレットの配付 養育費の確保支援事業（区役所における無料弁護士相談） ：新規事業【市独自】
経済的支援	児童扶養手当：第 2 子以降の手当増額	
H29	就業支援	自立支援教育訓練給付金： 雇用保険の教育訓練給付金対象者を拡充
	子育て・生活支援	母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業：新規事業
	養育費確保に 向けての支援	養育費パンフレットを作成、配付【市独自】 養育費セミナーの実施（年 3 回）【市独自】
H30	就業支援	専門学校等受験対策事業：新規事業
		高等職業訓練促進給付金等： 養成機関（准看護師→看護師）を引き続き修学→期間（通算 3 年） 非課税世帯支給月額（10 万円→14 万 1 千円）
		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：【市独自】 ひとり親家庭の子の対象年齢を拡充（20 歳未満→25 歳未満） 補助割合（6 割→10 割） 上限額（計 15 万円→計 25 万円）
	子育て・生活支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業：派遣手当の積算単価を増額【市独自】
		母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業： 退所（予定）世帯支援に対し、専任職員の配置
	養育費確保に 向けての支援	愛光会館における無料弁護士相談 （毎月第 2 水曜日→毎月第 2 土曜日）
経済的支援	児童扶養手当：全部支給の所得制限限度額の引上	

年度	基本施策の体系	取組内容
H30	経済的支援	ひとり親家庭医療費助成事業： 訪問看護利用料を助成対象、DV被害者を対象者に拡充
		みなし寡婦（夫）控除の制度拡充
		母子父子寡婦福祉貸付金： 修学資金及び就学支度資金の貸付対象を大学院に拡充
H31	就業支援	自立支援教育訓練給付金： 専門実践教育訓練給付の対象となる講座を一部拡充 専門実践教育訓練給付の対象講座の上限額（修業年数×20万円）に拡充
		高等職業訓練促進給付金等 上限期間（3年→4年） 住民税課税世帯7万500円→最終年限11万500円
		養育費確保に向けての支援
	養育費確保に向けての支援	弁護士事務所、公証役場、家庭裁判所等に対し、ひとり親家庭サポーターが同行支援：新規取組【市独自】
		弁護士事務所での随時法律相談：新規取組【市独自】
		公正証書等作成費促進補助：新規取組【市独自】
		養育費の保証促進補助：新規取組【市独自】
	経済的支援	児童扶養手当：支給回数（年3回→年6回）
		未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金：新規事業
母子父子寡婦福祉貸付金： 就学支度金貸付限度額を引上（100千円→282千円） 修業資金償還期間の延長（6年→20年）		